

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律案（閣法

第五二号）（衆議院送付） 要旨

本法律案は、商工会及び商工会議所による小規模事業者の経営支援の取組を一層強化するため、商工会及び商工会議所が行う小規模事業者の経営の発達に特に資する事業について、その認定及びこれに係る支援のための中小企業信用保険法の特例措置等を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、基本指針

基本指針に定める事項に関し、商工会又は商工会議所がその地区内における商工業の総合的な改善発達のために行う他の事業として地域経済の活性化に係るものを含むものとともに、商工会連合会又は日本商工会議所が行う商工会又は商工会議所に対する情報の提供その他必要な支援に関する事項を追加する。

二、経営発達支援計画

1 商工会又は商工会議所は、小規模事業者の技術の向上、新たな事業の分野の開拓その他の小規模事業

者の経営の発達に特に資するもの（以下「経営発達支援事業」という。）についての計画（以下「経営発達支援計画」という。）を作成し、これを経済産業大臣に提出して、その経営発達支援計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 商工会又は商工会議所は、商工会及び商工会議所以外の者と連携して経営発達支援事業を実施することが当該経営発達支援事業の効果的かつ適切な実施のために特に必要であると認められる場合にあつては、商工会及び商工会議所以外の者を連携して経営発達支援事業を実施する者とする経営発達支援計画を作成し、1の認定を申請することができる。

### 三、中小企業信用保険法の特例

認定経営発達支援事業を実施する一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人については、中小企業信用保険法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法の規定を適用する。

### 四、独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う経営発達支援事業に関する協力業務

独立行政法人中小企業基盤整備機構は、認定経営発達支援計画に基づき経営発達支援事業を実施する者

の依頼に応じて、その行う経営発達支援事業に関する情報の提供その他必要な協力の業務を行う。

#### 五、施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

#### 六、検討

政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。